

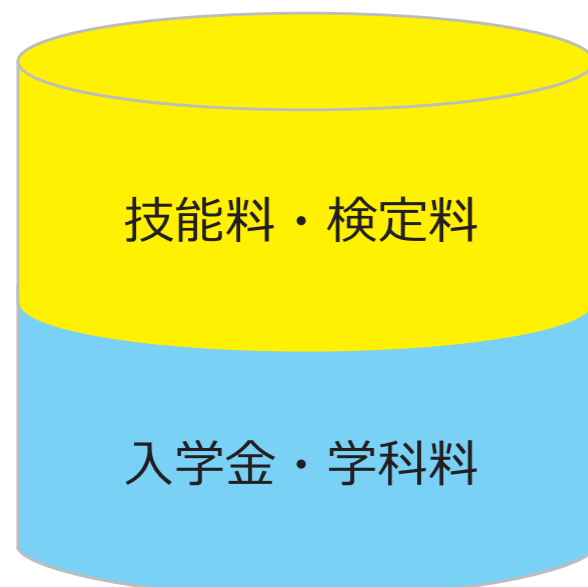
# 消費税増税に伴う、技能教習料金等に関する課税について

( 令和元年 10 月 1 日以降に技能教習を行う場合の措置 )

令和元年 10 月 1 日より、国の政策による消費税の増税が決定いたしました。  
令和元年 10 月 1 日以前にお支払い頂いた教習料金等の一部 ( お預かりしている未実施分の技能教習・検定料金 ) には、増税分が見込まれておりません。  
よって、増税後の技能教習料 および 検定受験料には**増税分の 2 % が加算されます。**  
増税分のディスカウントは税法上出来かねますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。  
なお、増税による差額分は卒業検定申込時にご請求させていただきます。

増税差額 ( 1 時限当たりの単価 ) : 普通車 **90 円** ・ 二輪車 **60 円** ・ 大型二輪 **80 円** ・ 技能検定 **100 円**

## < 教習料金の内訳と売上方法 >



⇒ 一旦預かっている料金になります  
教習受講時にその都度売り上がるもの

**増税後は新税率が適用されます**

⇒ 入校時に売り上がるもの

消費税とは、商品の役務 ( サービス ) が提供されたときに発生するものであり、皆様が入校時にお支払いいただいた金額は、入校手続き時に必要な経費 ( 入学金・学科料など ) が売り上がり、残りの金額 ( 技能料・検定料など ) を預かっているということになります。残りの金額は、技能教習の受講時や検定を受検する時 ( 役務 ) に売り上がる仕組みになっております。  
よって、増税後の技能料や検定料には増税分の 2 % が加算されます。

**マジオドライバースクール多摩校**